

## 福島市中小企業等賃上げ支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、最低賃金引上げにより経営への影響が懸念される市内の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）において、その影響の緩和と雇用の維持を図るため、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業等

市内に事業所を有し、当該事業所において事業活動を行っている者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ②中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者
- ③①又は②に掲げるもののほか、個人事業主
- ④①、②又は③に掲げるもののほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他これらに準ずる法人であって、事業の趣旨に照らし適当と認められるもの

#### (2) 福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金

福島労働局における過去最大の最低賃金の引上げ決定を受け、令和7年9月5日から令和8年1月1日までの期間において、県内事業所に勤務する時給1,018円以下の労働者（雇用保険被保険者に限る。）の賃金を時給1,033円以上に引き上げた中小企業等に対して、福島県が助成する助成金をいう。

#### (3) 労働者

福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金（以下「県助成金」という。）において呼称される「労働者」と「従業員」は、この要綱においては、原則として「労働者」の用語に統一する。

### (補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 県助成金の助成決定を受けた事業者であって、市内に事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 市内の事業所について、県助成金の助成決定を受けていること。
- (3) 市税等に滞納がないこと。

(4) 福島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないものとする。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者のいずれにも該当しないこと。

#### （補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、県助成金の支給要件を満たす労働者のうち、市内の事業所に勤務する労働者一人につき 1 万円とする。

2 補助金の額算定にあたっては、県助成金の助成決定時点の事業所における労働者数を基準とし、それ以降に発生した労働者数の増減および異動等については考慮しない。

#### （補助金の交付申請）

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の規定による申請書は、福島市中小企業等賃上げ支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第 1 号）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金助成決定通知書の写し

(2) 福島市中小企業等賃上げ支援補助金に係る申告書兼同意書（様式第 2 号）

(3) 市税の滞納がないことの証明書（市税の完納証明書）

(4) 補助金振込先の通帳等の写し（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるもの）

(5) 県助成金の対象となった労働者の一覧

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は市長の指示する日までとし、申請受付は先着順に行うものとする。

3 受付した申請に係る補助金の交付額合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

#### （交付の決定）

第 6 条 市長は、第 5 条に規定する交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、福島市中小企業等賃上げ支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第 4 号）により、その内容を当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、福島市中小企業等賃上げ支援補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### （交付の条件）

第 7 条 規則第 6 条第 2 項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の申請に関わる書類について、補助金の交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するとともに、市が報告を求めた場合は速やかに提出すること。

(実績報告及び請求等の併合)

第8条 規則第14条の規定による実績報告及び規則第17条の規定による請求の手続きについては、規則第22条の規定に基づき、第5条の交付の申請に併合するものとする。

2 第6条第1項の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(補助金の支払)

第9条 交付決定を行った申請者に対しては、速やかに交付を行う。

(内容変更等の手続)

第10条 申請者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、福島市中小企業等賃上げ支援補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取消することができる。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、福島市中小企業等賃上げ支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、その旨を当該対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 規則第19条の定めにより、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(会計帳簿の整理等)

第13条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。